

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
6月12日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 告示  
山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示の一部改正(学事文書課)……………一  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二  
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(八件)(河川課)……………三  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………三  
○公告  
令和二年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………一  
宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
美祿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………三  
山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………三  
大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………三  
田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四  
平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四  
○選管告示

政治団体の名称等……………一四  
政治団体の異動事項……………一四  
解散等に係る政治団体の名称等……………一五

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第二十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号イの表中

|                |  |                         |       |
|----------------|--|-------------------------|-------|
| 山口県卸売市場<br>審議会 | 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十一条第一項の規定による卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務 | ぶちう<br>まやま<br>ぐち推<br>進課 | 農林水産部 |
|----------------|--|-------------------------|-------|

を削る。

附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。



### 山口県告示第二百九号

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示(昭和二十五年山口県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、令和二年七月一日から施行する。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

「十人」を「八人以内」に改める。



|    |   |            |     |     |     |     |    |    |     |    |    |    |
|----|---|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|
| 六七 | 八 | 六・六<br>九・六 | 一八〇 | 二二〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一一 | 二七 | 二二二 | 四一 | 四〇 | 四二 |
| 〃  | 〃 | 〃          | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 三七 | 三八 |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | 能 力<br>( $m^3$ /日) | 処 理 の 方 式   | 使 用 時 間 隔 間 | 一 日 当 た り の 使 用 時 間 | 季 節 的 変 動 の 要 求 | 工 事 着 手 予 定<br>年 月 日 | 工 事 完 成 予 定<br>年 月 日 | 使 用 開 始 予 定<br>年 月 日 |
|-----|-----|--------------------|-------------|-------------|---------------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|     |     |                    |             |             |                     |                 |                      |                      |                      |
| 〃   | 〃   | 二九〇                | 活 性 汚 泥 連 続 | 二 四 時 間     | 変 動 な し             | (既 設)           | 〃                    | 〃                    | 〃                    |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類             | 項 目   | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値        |                               | 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ ) |
|-----------------|-------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
|                 |       | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数) | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>( $mg/l$ ) |                                 |
| 活 性 汚 泥 処 理 施 設 | 処 理 前 | 八・三                        | 一五〇                           | 二五〇                             |
|                 | 処 理 後 | 七                          | 三〇                            | 〃                               |

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

| No. 1<br>排 水 口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | 排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ ) |                            |                               |                         |
|----------------|---------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------|
|                |                     |                                 | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数) | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>( $mg/l$ ) | 浮 遊 物 質 量<br>( $mg/l$ ) |
| 七              | 通 常                 | 二五〇                             |                            |                               |                         |
|                | 最 大                 | 二九〇                             |                            |                               |                         |

山口県告示第二百一十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、屋代川水系屋代川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の

申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 屋代川水系屋代川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 大島郡周防大島町内
- (二) 業務の概要

| 業 務 内 容  | 数 量 |
|--|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年七月三日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年七月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三二一〇三九六）にすること。

山口県告示第二百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、三蒲川水系三蒲川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 三蒲川水系三蒲川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 大島郡周防大島町内

(二) 業務の概要

| 業 務 内 容  | 数 量 |
|--|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
    - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法  
郵便により提出するものとする。
  - (三) 申請書等の提出場所  
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番二号
  - (四) 申請書等の提出期限  
令和二年七月三日 午後五時十五分
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年七月十六日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一二二一〇三九六）にすること。

**山口県告示第百二十三号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、宮崎川水系宮崎川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の

申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 宮崎川水系宮崎川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 大島郡周防大島町内
- (二) 業務の概要

| 業 務 内 容   | 数 量 |
|---|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
    - 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
    - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
- (二) 郵便により提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出場所  
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
- (四) 申請書等の提出期限  
令和二年七月三日 午後五時十五分
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を  
令和二年七月十六日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三九六）にすること。

山口県告示第二百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の五第一項の規定により、宮川水系宮川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 宮川水系宮川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 大島郡周防大島町内
- (二) 業務の概要

| 業 務  | 内 容 | 数 量 |
|--|-----|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 |     | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事の結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
  - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
    - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法  
郵便により提出するものとする。
  - (三) 申請書等の提出場所  
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
  - (四) 申請書等の提出期限  
令和二年七月三日 午後五時十五分
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を  
令和二年七月十六日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三九六）にすること。

山口県告示第二百十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、夜市川水系夜市川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 夜市川水系夜市川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 周南市内
- (二) 業務の概要

| 業 務  | 内 容 | 数 量 |
|--|-----|-----|
| 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 |     | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
  - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法  
郵便により提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出場所  
山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

- (四) 申請書等の提出期限  
令和二年七月三日 午後五時十五分

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和二年七月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七一)にすること。

山口県告示第二百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、柳川水系柳川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 柳川水系柳川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 防府市内
- (二) 業務の概要

| 業 務 内 容  | 数 量 |
|--|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年七月三日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年七月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二三四八五）にすること。

山口県告示第二百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、幸之江川水系今津川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 幸之江川水系今津川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 山口市内
- (二) 業務の概要

| 業 務 内 容  | 数 量 |
|--|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。



- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年七月三日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和二年七月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二―三四八五）にすること。

山口県告示第百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、井関川水系井関川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の

申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 井関川水系井関川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 山口市内

(二) 業務の概要

| 業 務 内 容   | 数 量 |
|---|-----|
| 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成 | 一式  |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年六月十一日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法  
郵便により提出するものとする。
- (二) 申請書等の提出場所  
山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号
- (三) 申請書等の提出期限  
令和二年七月三日 午後五時十五分
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年七月十六日までに発送する。
- (五) その他  
この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所(電話〇八三五―二二―三四八五)にすること。

山口県告示第二百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、平瀬ダム管理事務所新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 平瀬ダム管理事務所新築工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字長尾地内
- (二) 工事の概要

| 構 造             | 延 べ 面 積     |
|-----------------|-------------|
| 鉄筋コンクリート造 地上二階建 | 一、一三五平方メートル |

- 二 経営規模等入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和二年六月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
  - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法  
持参し、又は郵便により提出するものとする。
  - (三) 申請書等の提出場所  
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間  
令和二年六月三十日から同年七月三日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年七月九日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一―九三三―)

一三八三〇)にすること。



(一三三) 令和二年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、令和二年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和二年九月六日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

令和二年七月六日(月曜日)から同月二十七日(月曜日)まで(郵送の場合は、七月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、

当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三一二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三三) 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市整備部都市計画・住宅課

(一三四) 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

萩都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び萩市土木建築部都市計画課

(一三五) 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

長門都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

(一三六) 柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
柳井都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年六月十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

(一三七) 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、美祢都市計  
画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準  
用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る美祢都市計画都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
美祢都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年六月十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び美祢市建設農林部建設課

- (一三八) 山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の  
縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山陽小野田  
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項にお  
いて準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山陽小野田都市計画都  
市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
山陽小野田都市計画区域の全域
- 三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和二年六月十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

(一三九) 大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計  
画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大島都市計  
画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、  
開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一  
項の規定により、当該変更に係る大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方  
針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧  
に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計  
画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

大島都市計画区域の全域及び東和都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町役場

(一四〇) 田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

田布施都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び田布施町役場

(一四一) 平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る平生都市計画都市計画区域の

整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

平生都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

令和二年六月十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場



山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | その他の事項 | 備考<br>(届出日) |
|--------------|--------|----------|--------------|--------|-------------|
| 幸福実現党山口東部後援会 | 早稲田祥太郎 | 富永 智裕    | 光市和田町9番10号   |        | 令和2、11      |
| 松陰至誠塾        | 木村 泰啓  | 木村 泰啓    | 萩市大字細工町75011 |        | ” ” 7       |

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 異動事項  | 異動内容    |         | 備考<br>(異動日)<br>(年月日) |
|-----------------|--------|-------|---------|---------|----------------------|
|                 |        |       | 異動<br>新 | 内容<br>旧 |                      |
| 自由民主党山口県自動車販売支部 | 上野龍之介  | 会計責任者 | 藤原 裕宜   | 瀬川 英顕   | 令和2、5、15             |

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 解散年月日     |
|---------|--------|----------|-------------------|-----------|
| 松陰至誠塾   | 木村 泰啓  | 木村 泰啓    | 萩市大字細工町75の11      | 令和元、12、31 |
| 清神清後援会  | 内山 輝勇  | 清神美恵子    | 熊毛郡田布施町大字下田布施2325 | ”、22      |
| 山崎優後援会  | 山崎 優   | 山崎 優     | 周南市古川町7番12号       | 令和2、5、29  |

令和二年六月十二日  
印刷

発行人  
所

山口県  
知事  
庁